

【原告参加費の2度にわたる変更についてのご説明とお願い】

この訴訟の原告に参加されて下さった皆さま
またサポーターとして支援して下さっている皆さま
そしてこの訴訟に関心を持って参加されようとしておられる皆さま

「原発メーカー訴訟」の会は既に皆さまご存じのように原発メーカーの責任を追及するために組織された団体で、全世界から1万名の原告を立て、訴訟を起こすことを目標としております。

当初(2013年5月時点)、原告参加費を年額12,000円に設定しました。これはこの訴訟が原賠法の不当性を明らかにし、憲法違反として訴えるためですので、長期の裁判となることが想定され、そのため、多数の弁護士からなる弁護団を必要とし、その弁護士費用も相応の額になると、事務局として想定したためでした。

この段階で原告募集を掛けましたが、残念ながら数十名の方の申し込みだけでした。

このような状況の中で弁護団長の島昭宏弁護士から、「弁護団は自ら問題意識を持って参加しており、当初より無報酬で活動する考えです」とのコメントを頂いたことを受け、私ども事務局としてこの訴訟を長期継続しながら、より多くの方に原告になって頂くためのバランスを考え、**8月に年額5000円に引き下げ、原告を再募集しました。**

このことにより、原告数は増えましたが、それでも9月末で100名を超える程度でした。

当初の目標としては、2013年11月にこの訴訟を起こし、原告数として明示的ではありませんでしたが、第一次訴訟として日本人原告最低1000人以上、世界で1万人を想定しており、広く世界に「原発メーカーの責任」を訴えるつもりでした。

しかし、この状況では原告数も少なく、訴訟を起こす際に世界に与えるインパクトが小さいと判断せざるを得なくなりました。

10月に事務局および弁護団長と話し合いを行った結果、多くの方、特に若い方に原告になって頂くためには5000円では高すぎるとの指摘があり、1000円にすべきとの案も出ましたが、訴訟を長期継続し、原告の皆さまに適宜、情報提供を行うことを考えると、事務局としては様々な仕事をボランティアベースで行うことを前提に年額2000円とする。また、福島で被災された方等の原告参加費を免除することを決定しました。

度重なる原告参加費の変更について、皆さまには大変申し訳なく思いますが、この経過をどうかご理解頂きたく存じます。そして、是非この訴訟に加わり、またこれから発生する業務にもみなさまの積極的なご参加をお願いいたします。

なお、既に**2000円を超える原告参加費を納めて下さった原告の方々には、事務局より事情をご説明し、2000円を超える金額の処置について、個別に要望をお聞きし、対応させて頂いております。**

また、訴状はほぼできあがりつつあり、私どもは懸命に、原告になって頂く方の募集をしております。ぜひ、このことをご理解頂いた上で、**皆さまに原告の勧誘にもご協力をお願いいたします。**

なお、海外での原告勧誘については、既に韓国 台湾 モンゴル、アメリカ、フィリピン等、多くの国々の人々が活動に参加して下さっていることを合わせてご報告いたします。

私どもはこの訴訟を全世界の人々との国際連帯運動にしていこうと考えております。

そして、**上記原告数目標を2014年、年明けの早い時期に達成し、第一次訴訟を開始したいと考えております。**

「原発メーカー訴訟」の会

〒166-0003 杉並区高円寺南 1-18-14 高南レジデンス 102

事務局長 崔勝久